

No	本編	別紙	頁	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1		2	1		(5)	(イ)	地域経済への貢献	加点要素として市内事業者が(ア)構成員として参加する場合、(イ)業務の一部を受託または請け負う場合ということで、どちらも契約金額の合計で点数をランク付けされています。8月18日公表の様式集及び作成要領の修正版に様式2-15ということで、参加表明時に市内事業者の分担事業費や契約金額を記載する様式なのですが、参加表明の時点では施設整備費の算出は出来ていないため、市内事業者の分担事業費や契約金額を確定的に記載することはできません。また記載したとしても、あくまで予定であり、また相手もあることですので100%実現することを確約できるものではありません。本書式 فقطですと、エビデンスが無くても提案することは自由と思割れる中で、本様式を追加された真意をご教示ください。 また本様式の内容は、提案様式B-5で示す内容と重複すると思料しますので、本様式自体あまり意味が無いと考えますが如何でしょうか。	市内事業者の参加資格要件については、基礎審査項目に変更し、様式2-15は様式B-5と統合します。 様式B-5は加点項目として審査を行いますので、業務発注時は提案を行った市内事業者分担事業費及び社数を満たしてください。
2		2	1		(5)	(イ)	地域経済への貢献	市内事業者の企業数についても同じような評価基準となっていますが、こちらは特に提案用の様式が無いようです。こちらについてはどのように評価されるのでしょうかご教示下さい。	様式B-5において、事業者数を評価します。
3		2	1		(5)	(イ)	地域経済への貢献	協力企業も構成企業と同じく応募グループを構成する企業であり、SPCから直接業務を受託・請負企業であることから、「協力企業から直接業務の一部を受託又は請け負う場合の契約金額の合計」についても認めて頂けないでしょうか？	協力企業も含めてよいこととします。
4		2	1		(5)	(イ)	地域経済への貢献	協力企業も構成企業と同じく構成員であり、SPCから直接業務を受託・請負企業であることから、「協力企業から直接業務の一部を受託又は請け負う場合の契約金額の合計」についても認めて頂けないでしょうか？	協力企業も含めてよいこととします。

(仮称)那珂川市総合運動公園整備運営事業 事業者選定基準 質問回答

No	本編	別紙	頁	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
5		2	1		(5)	(イ)	地域経済への貢献	災害時における応急対策業務協定業者の協力会へ本事業への参画要請をしたところ、協力会としてはどの応募団体に対しても協力することでした。ただし工事契約の判断については、協力会所属の各会社が対応できるかどうかは工事を実施する時点にならないと分からないとの事でした。また、参画社数としては協力会に所属している全ての会社を参画社数として良いとご回答をいただきました。協力会からは那珂川市様に同内容をお伝えをしているとの事でしたが相違はございませんでしょうか。併せて参画社数の考え方として問題ありませんでしょうか。	市内事業者への説明会において本事業の参画について質問があり、参加資格要件の内容と併せて加点評価項目について説明しました。 なお、事業提案における市内事業者の参画社数は、事業者の提案によります。 そのため、実際の業務発注時点において、提案いただいた参画社数と同数以上かを確認することを想定しています。
6		2	1		(5)	(イ)	地域経済への貢献	市内事業者の参画数が評価の視点となっておりますが、選定後、再度市内事業者と調整した際に金額や人員確保の面で折り合いがつかず発注を見送るケースが想定されます。市内事業者の参画が減少した場合でも提案時の参画数維持は必須でしょうか。また、万が一提案時の参画数を下回った場合、どのようなペナルティが想定されますでしょうか。	提案時の市内事業者数及び発注事業費の維持は必須です。実際の業務発注時点において、提案内容と同数及び同額以上かを確認することを想定しています。
7		2	1		(5)	(イ)	地域経済への貢献	提案金額に対する市内事業者への分担事業費・契約金額において5%以上は協定を結ぶ協力会への発注とし、その他の協力会以外の市内事業者の分担事業費・契約金額の合計金額も評価基準の対象となる認識でよろしいでしょうか。	「提案金額に対する市内事業者への分担事業費・契約金額」ではなく、「提案金額のうち施設整備(設計・建設)業務に対する市内事業者への分担事業費・契約金額」となります。後段の質問については、お見込のとおりです。 事業者選定基準においては、提案金額全体に対する分担事業費等及び発注割合を確認することとなります。また、実際の業務発注時点において、提案内容と同等以上かを確認することを想定しています。

(仮称)那珂川市総合運動公園整備運営事業 事業者選定基準 質問回答

No	本編	別紙	頁	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
8		2	1		(5)	(イ)	地域経済への貢献	選定後、災害時における応急対策業務協定業者と工事契約を締結する中で、契約候補先が極めて限定的で独占的な立場にあるため、発注者が不利な状況が見込めます。市内事業者の育成、地域経済への貢献の観点は理解しますが、公正で自由な競争原理を促進する点について一定の配慮を頂きたいと思います。そこで業者調達にあたり、災害時における応急対策業務協定業者から高額な見積提示しか入手できないと判断した際、相見積もりとして那珂川市内の非協会事業者からも取寄せ、市の承諾のもとこれを採用できる仕組みを設けることをお願いいたします。	原案のとおりとします。 本事業の契約締結後、建設業法令遵守ガイドライン(国土交通省不動産・建設経済局建設業課)等を踏まえ必要に応じた指導、助言を行うことを想定しています。 下請取引において不当な取引のおそれがある場合は、市へ申し出てください。